

公 共 高 第 2 2 0 号
令和 2 年 8 月 7 日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部
支部長 伊藤 博明
(公 印 省 略)

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について（通知）

このことについて、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 17 条第 4 項第 2 号ロ及びハに規定する賃金日額が変更されたことに伴い、令和 2 年 8 月 1 日以降の期間について支給される地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 70 条の 2 第 3 項及び第 70 条の 3 第 3 項に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金に係る給付上限相当額が下記のとおり変更されましたので、お知らせします。

記

（1） 育児休業手当金の給付上限相当額

《 5 0 % 適用の場合 》

$$\begin{aligned}\text{給付上限相当額} &= 15,210 \text{円} \times 30 \times 50 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 10,370.45 \text{（円未満端数切捨て）} \\ &= 10,370 \text{（円）}\end{aligned}$$

《 6 7 % 適用の場合 》

$$\begin{aligned}\text{給付上限相当額} &= 15,210 \text{円} \times 30 \times 67 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 13,896.40 \text{（円未満端数切捨て）} \\ &= 13,896 \text{（円）}\end{aligned}$$

（2） 介護休業手当金の給付上限相当額

《 6 7 % 適用の場合 》

$$\begin{aligned}\text{給付上限相当額} &= 16,740 \text{円} \times 30 \times 67 / 100 \times 1 / 22 \\ &= 15,294.27 \text{（円未満端数切捨て）} \\ &= 15,294 \text{（円）}\end{aligned}$$

【問い合わせ先】 公立学校共済組合高知支部 共済班 短期給付担当

TEL: 088-821-4813